



平成 28 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 モロゾフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口 信二
(コード番号 2217 東証第1部)
問合せ先 代表取締役副社長 尾崎 史朗
(TEL. 078-822-5000)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 86 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「代表取締役の異動および監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

(2) 移行の時期

平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 86 回定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行され、定款の定めにより業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。
- ③ その他、上記変更に伴う条数の変更、規定内容の明確化等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 4 月 26 日（火）

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 4 月 26 日（火）

以 上

【別紙】 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">②～③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人 <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">②～③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。) の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。) の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に對して発する。ただし、</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 (新 設)</p>	<p>緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ② <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規定) <u>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の報酬等) <u>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の員数) <u>第 26 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任) 第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。 ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p><u>第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p>	
<p><u>第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
	<p><u>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規定)</u></p>
	<p><u>第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p>
<p><u>第 32 条～第 35 条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第 31 条～第 34 条 (現行どおり)</u></p>